株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 期末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	13,802	1	105	13,698

(注)　普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、市場買付１千株によるものです。
　　また、株式数の減少105千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分90千株、ストック・オプションの権利行使15千株等によるものです。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金	1,793百万円
未払費用	737 〃
投資有価証券評価損	1,350 〃
減価償却費超過額	7,465 〃
土地等減損損失	1,598 〃
関係会社株式評価損	2,160 〃
退職給付引当金	1,489 〃
棚卸資産評価損	2,081 〃
繰越欠損金	25,250 〃
貸倒引当金	52 〃
その他	2,559 〃
繰延税金資産小計	46,538 〃
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△25,250 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,195 〃
評価性引当額小計	△46,446 〃
繰延税金資産合計	92 〃
（繰延税金負債）	
前払年金費用	△54 〃
有価証券評価差額金	△1,554 〃
その他	△54 〃
繰延税金負債合計	△1,663 〃
繰延税金資産負債の純額	△1,571 〃

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4 %
（調整）	
評価性引当額増加	73.5 〃
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△94.8 〃
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 〃
外国子会社からの配当等の源泉税等	8.6 〃
繰越欠損金の期限切れ	0.3 〃
その他	△0.4 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.1 〃

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

当事業年度の末日における未経過リース料

１年内	０百万円
１年超	－ 〃

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ALPS ALPINE NORTH AMERICA,INC.	所有 直接 100%	－	部品、製品の販売	47,676	売掛金	10,099
	ALPS ALPINE EUROPE GmbH	所有 直接 100%	－	部品、製品の販売	150,483	売掛金	29,526
				資金の貸付	3,437	関係会社短期貸付金	8,617
				資金の回収	2,068	関係会社長期貸付金	163
	ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	所有 直接 100%	－	部品、製品の販売	28,400	売掛金	5,140
	ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任	製品の販売	42,269	売掛金	7,065
	ALPS ELECTRIC CZECH, s.r.o.	所有 直接 100%	－	部品、製品の仕入	26,845	買掛金	7,581
	DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	所有 間接 100%	－	部品、製品の仕入	27,818	買掛金	4,285
	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	所有 直接 10.27% 間接 89.73%	－	部品、製品の仕入	180,757	買掛金	23,043
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	所有 間接 100%	－	部品、製品の仕入	46,974	買掛金	4,347
	アルプスファイナンスサービス(株)	所有 直接 100%	－	資金の借入(注2)	14,250	短期借入金	9,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上決定しています。

(注2)　資金の借入はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額については期中平均残高を記載しています。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	栗山 年弘	－	－	当社 代表取締役	(被所有) 直接0.0%	－	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）	12	－	－
役員	泉 英男	－	－	当社 代表取締役	(被所有) 直接0.0%	－	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）	21	－	－

(注)　譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表　収益認識に関する注記　2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一です。

１株当たり情報に関する注記

1．１株当たり純資産額	770円19銭
2．１株当たり当期純利益	66円39銭
3．潜在株式調整後１株当たり当期純利益	66円38銭

(注)１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額（百万円）	158,406
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	67
（うち新株予約権（百万円））	(67)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	158,338
１株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	205,582

(注)２．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

１株当たり当期純利益（百万円）	
当期純利益（百万円）	13,646
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	13,646
普通株式の期中平均株式数（千株）	205,558
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	
当期純利益調整額（百万円）	－
普通株式増加数（千株）	29
（うち新株予約権（千株））	(29)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	－

重要な後発事象に関する注記

（持分法適用関連会社であるアルプス物流に対する持分の一部売却）

当社は、2024年５月９日付の取締役会決議に基づき、ロジスティード株式会社及び同社が発行済株式の全てを所有するLDEC株式会社との間で、当社の持分法適用関連会社である株式会社アルプス物流（東証プライム市場コード：9055）の普通株式の売却等に関する取引基本契約を締結しました。

詳細は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しています。

なお、2025年３月期中に本取引が完了した場合、2025年３月期の事業年度において約350億円を特別利益として計上する予定ですが、売却に伴う手数料等変動する要素があることから、現時点では確定していません。

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、北米では良好な雇用情勢や実質賃金の増加を背景に個人消費が比較的堅調に推移しました。欧州ではインフレがピークから低下しているものの金融引き締めの継続により景気は足踏み状態が続いています。中国では多くの景気刺激策が打ち出されているものの、不動産市場の低迷などを背景に個人消費も低調で景気減速が続いています。日本では物価上昇が続き個人消費は停滞しているものの、インバウンド需要の回復が牽引し景気は緩やかな回復基調にあります。

当社を取り巻く事業環境は、円安による売上高及び各種の利益への押し上げ効果に加え、グローバル自動車生産は回復基調にあり、自動車業界におけるパワートレイン構成や自動車OEMメーカーのシェア変化に対するビジネスチャンスもある一方で、賃金の上昇、部材やエネルギー価格の高止まり、スマートフォン部品においては他社の参入や価格競争の激化等もあり、従来の価格適正化やコスト抑制等に留まらず、変化への柔軟な対応が求められる状況が続いています。

当連結会計年度における経営成績の概況については以下のとおりです。なお、以下に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高は内部取引売上高として消去しています。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
9,640億円	3.3%増	248億円	29.0%減

営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する当期純損失	前期純利益
197億円	41.3%減	298億円	114億円

コンポーネント事業

売上高構成比



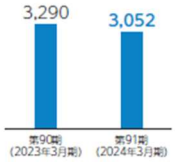
売上高

3,052億円

営業利益

204億円

売上高 (単位：億円)



売上高は、車載市場向け製品は堅調な自動車生産の回復により増加しましたが、モバイル市場向け製品は製品構成の変化や価格競争の激化など、また民生市場向け製品は継続する市況の低迷が影響し前期比で減少しました。営業利益は、売上高の減少やスマートフォン向け製品の機種構成変化により、前期を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンポーネント事業の売上高は3,052億円（前期比7.2%減）、営業利益は204億円（前期比46.6%減）となりました。

センサー・コミュニケーション事業

売上高構成比



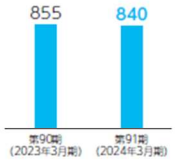
売上高

840億円

営業利益

△14億円

売上高 (単位：億円)



売上高は、車載市場向け製品がコンポーネント製品同様に自動車生産の回復により増加しましたが、民生市場向け製品やモバイル市場向け製品の市況の低迷などにより、事業全体で減少しました。営業利益は、売上高の減少や受注獲得に伴う開発費の増加により、前期とほぼ同額となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセンサー・コミュニケーション事業の売上高は840億円（前期比1.7%減）、営業損失は14億円（前期における営業損失は15億円）となりました。

モジュール・システム事業



売上高は、中国における外資ブランドの低迷による影響があったものの、全体としてはグローバル自動車生産の回復に伴う自動車部品の需要増加や、前第４四半期連結会計期間から販売を開始したシステム製品の新製品などの寄与により増加しました。営業利益は、欧州向けモジュール新製品の生産立ち上げによるコスト増加があったものの、売上高の増加や価格適正化の進展により、前期比で改善しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるモジュール・システム事業の売上高は5,543億円（前期比15.2%増）、営業損失は11億円（前期における営業損失は66億円）となりました。

当社は、2024年３月期で392億円の減損損失を特別損失に計上しました。これは、主にモジュール・システム事業を構成するモジュール製品及びセンサー・コミュニケーション事業に含まれる一部車載市場向け製品に係る事業用固定資産について、新製品の生産立ち上げに伴うコストの増加が想定以上に継続することに加え、これら製品に係る収益構造良化に時間を要する見込みとなり、その最新状況を将来キャッシュ・フローの見積りに反映した結果、将来キャッシュ・フローの現在価値が当社の保有する事業用固定資産の帳簿価額を下回ることとなったことによるものです。

以上により、上記の３事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高9,640億円（前期比3.3%増）、営業利益197億円（前期比41.3%減）、経常利益248億円（前期比29.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失298億円（前期における親会社株主に帰属する当期純利益は114億円）となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額556億円（前期比49億円増）の設備投資を行いました。

セグメント別ではコンポーネント事業 183億円、センサー・コミュニケーション事業 65億円、モジュール・システム事業 294億円となりました。

② 資金調達の状況

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金にて調達しています。資金の源泉を安定的に確保するため、キャッシュ・コンバージョン・サイクル改善による流動性資金の拡充、金融機関からの借入金長期化、コマーシャルペーパー発行による調達等、資金調達の多様化を図っています。なお、当連結会計年度における資金調達については、サステナブルファイナンスによる調達185億円を含め、長期借入金として総額438億円を調達しました。

(3) 企業集団の経営環境と対処すべき課題

2024年３月期における当社の重要課題として、①モジュール・システム事業の収益性改善、②スマートフォン向けビジネス依存からの脱却、③決算見通しの精度向上の３点を掲げ、課題解決に取り組んできました。しかしながら、2024年３月期の期中に発生した欧州向けモジュール新製品の生産歩留まりの悪化やモジュール製品を中心とした事業用固定資産の減損、コンポーネント製品における製品構成変化による収益の悪化等が重なった結果、従来の取り組みだけでは不十分であり規模拡大だけに頼らない収益体質への改革が必要と判断し、第２次中期経営計画を中止し、2025年３月期を抜本的な経営構造改革を行う期間とし、これを最重要課題と捉えました。

加えて、サステナビリティーも重要な経営課題と捉え、脱炭素社会・循環型社会の実現、人権の尊重、ダイバーシティー＆インクルージョン及び持続可能なサプライチェーンマネジメントをサステナビリティー重要課題に設定しています。

また、情報セキュリティーについても事業経営の多くの領域に影響を及ぼす重要なテーマとして位置付けており、各部門に配置した情報管理責任者と連携しながら、グローバル全体で安全な情報管理に取り組んでいます。従前より当社は、ISO27001に準じたセキュリティシステム(ISMS)標準を整備するとともに、取締役会においてトランスフォーメーション担当の執行役員を選任し、当該執行役員が全社情報管理統括責任者を務める情報管理体制を構築するほか、重大な情報セキュリティー関連リスクの発生時には全社危機対策本部の設置及び有事対応、取締役会への報告を徹底する等、情報セキュリティー関連リスクを管理・監視するための体制を構築してきました。引き続き、従業員等にかかるコンプライアンス教育や、これらの体制の強化をさらに推進してまいります。

これらをはじめとする様々な課題に対し各機能本部の計画の中で、具体的な目標を設定し、四半期ごとに進捗状況を取締役会に報告しています。さらに、経営判断が必要な課題については随

時経営会議において議論をしています。
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第88期 (2020年度)	第89期 (2021年度)	第90期 (2022年度)	第91期 (当連結会計年度) (2023年度)
売上高 (百万円)	718,013	802,854	933,114	964,090
営業利益 (百万円)	13,109	35,208	33,595	19,711
経常利益 (百万円)	13,227	40,286	34,940	24,809
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△3,837	22,960	11,470	△29,814
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△18.72	110.82	55.77	△145.04
総資産 (百万円)	694,285	743,520	736,997	753,989
純資産 (百万円)	378,379	425,308	399,782	392,824

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。
2. 第89期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しています。
3. 第90期第1四半期連結会計期間末において、当社の連結子会社であった(株)アルプス物流及びその子会社25社を持分法適用会社に変更しています。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業、モジュール・システム事業、その他の4事業区分に関係する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

(2024年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品
コンポーネント事業	スイッチ類、アクチュエーター、ハプティック®等
センサー・コミュニケーション事業	センサー、通信デバイス等
モジュール・システム事業	車載モジュール、情報通信機器(インフォテインメント、ディスプレイ)、サウンド等
その他	システムの開発、オフィスサービス、金融・リース事業等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

(2024年3月31日現在)

本　　社	東京都大田区
支　　店	関西支店（大阪府大阪市）
事 業 所	宇都宮事業所※（栃木県宇都宮市）
営 業 所	厚木営業所（神奈川県厚木市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
工　　場	古川第２工場（宮城県大崎市）、涌谷工場（宮城県遠田郡）、角田工場（宮城県角田市）、平工場（福島県いわき市）、小名浜工場（福島県いわき市）
研究・開発拠点	仙台開発センター(古川)（宮城県大崎市）、仙台開発センター(仙台)（宮城県仙台市）、長岡開発センター（新潟県長岡市）、いわき開発センター（福島県いわき市）

※　宇都宮営業所は、2024年２月26日付で、宇都宮事業所に拠点名称を変更しています。

② 子会社

主要な子会社及びその所在地は、「(8) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の状況

(2024年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンポーネント事業	9,405名	813名減
センサー・コミュニケーション事業	3,571名	154名減
モジュール・システム事業	14,141名	315名減
その他	1,576名	49名増
合　計	28,693名	1,233名減

② 当社の状況

(2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,597 名	187名減	42.3歳	17.7年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

（8）重要な子会社の状況

(2024年３月31日現在)

名称	住所	資本金	主な事業内容		議決権の保有割合(%)	関係内容
			セグメントの名称	事業形態		
ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ALPINE EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライスハイム	千EUR 5,500	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	販売	100	当社が部品を販売しています。
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。
ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	販売	100	当社が製品を販売しています。
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	コンポーネント、センサー・コミュニケーション	製造、販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	コンポーネント	製造、販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバギー	千EUR 33,500	モジュール・システム	製造、販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	モジュール・システム	開発及び設計	100 (100)	当社が開発設備を賃貸しています。

（注）１．子会社の議決権に対する所有割合欄の（　）内数字は間接所有割合（内数）
２．アルパイン(株)は重要性が低下したため、重要な子会社から除外しました。
３．ALPS (CHINA) CO., LTD.は、2023年9月1日付で、ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.に社名変更しています。

(9) 主要な借入先の状況

(2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	39,014百万円
株式会社三菱UFJ銀行	32,968百万円
三井住友信託銀行株式会社	19,800百万円
株式会社りそな銀行	3,800百万円
農林中央金庫	2,500百万円
株式会社横浜銀行	1,500百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,500百万円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2024年３月31日現在)

① 発行可能株式総数 500,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式13,698,507株を除く。) 205,582,943株
③ 株主数 40,512名
④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,103	21.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,347	8.92
株式会社エスグラントコーポレーション	15,400	7.49
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE : UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	5,237	2.54
野村 絢	5,129	2.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,678	1.78
大樹生命保険株式会社	3,591	1.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,440	1.67
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,001	1.45
日本生命保険相互会社	2,750	1.33

(注) 1. 当社は、自己株式を13,698,507株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3．三井住友信託銀行株式会社から、2024年４月４日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の３社で、18,874千株（発行済株式の総数に対する割合9.18％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
4．野村證券株式会社から、2023年10月20日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社及び野村アセットマネジメント株式会社の２社で、15,786千株（発行済株式の総数に対する割合7.67％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5．株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2023年10月16日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の４社で、10,343千株（発行済株式の総数に対する割合5.03％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

⑤　当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 41,200株	4名
執行役員	当社譲渡制限付株式 49,000株	10名

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権の行使期間	保有者数（社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く））
アルプス電気株式会社 第1回	2014年6月20日	62個	普通株式 6,200株 (新株予約権1個につき100株)	141,500円 (1株当たり1,415円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月29日 ～ 2054年7月28日	1名
アルプス電気株式会社 第2回	2015年6月19日	25個	普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき100株)	395,700円 (1株当たり3,957円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月27日 ～ 2055年7月26日	1名
アルプス電気株式会社 第3回	2016年6月23日	66個	普通株式 6,600株 (新株予約権1個につき100株)	201,100円 (1株当たり2,011円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月22日 ～ 2056年7月21日	1名
アルプス電気株式会社 第4回	2017年6月23日	47個	普通株式 4,700株 (新株予約権1個につき100株)	305,300円 (1株当たり3,053円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月25日 ～ 2057年7月24日	1名
アルプス電気株式会社 第5回	2018年6月22日	62個	普通株式 6,200株 (新株予約権1個につき100株)	294,400円 (1株当たり2,944円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月26日 ～ 2058年7月25日	2名

(注) 1. 当社は、2019年6月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。従いまして、新規のストック・オプションの付与は行っていません。

2. 第1回から第5回までの新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。

3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

（3）会社役員に関する事項

① 取締役の状況

（2024年３月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
栗山年弘	代表取締役会長 取締役会議長	
泉 英男	代表取締役社長 CEO 兼 技術担当	
小平 哲	取締役専務執行役員 管理担当 CFO 兼 経営企画担当	
遠藤浩一	取締役常務執行役員 品質担当	
藤江直文	取締役	
隠樹紀子	取締役	株式会社ディスコ　社外取締役
伊達英文	取締役	三井住友信託銀行株式会社　社外取締役（監査等委員）
笹尾泰夫	取締役（監査等委員）（常勤）	
中矢一也	取締役（監査等委員）	
東葭葉子	取締役（監査等委員） 公認会計士	コクヨ株式会社　社外取締役 マブチモーター株式会社　社外取締役（監査等委員）
五味祐子	取締役（監査等委員） 弁護士	株式会社ローソン　社外監査役

（注）1．取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、取締役（監査等委員）中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2．当社は、取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、取締役（監査等委員）中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3．取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4．2023年６月23日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、取締役 木本隆氏及び佐伯哲博氏、取締役（監査等委員）河原田陽司氏が任期満了により退任しました。
5．2023年６月23日開催の第90回定時株主総会において、取締役に遠藤浩一氏及び伊達英文氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
6．栗山年弘氏は、2023年６月23日付で代表取締役社長執行役員から代表取締役会長に就任しました。
7．泉英男氏は、2023年６月23日付で取締役常務執行役員から代表取締役社長 CEOに就任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、栗山年弘氏、泉英男氏、小平哲氏、遠藤浩一氏、藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、笹尾泰夫氏、中矢一也氏、東葭葉子氏及び五味祐子氏との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、D&O保険契約という）を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。ただし、悪意に基づく法令違反に起因する損害賠償請求等は補償契約対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の対象範囲は当社の取締役、執行役員並びに子会社の取締役、監査役及びこれらに相当する役員であり、保険料は全額当社が負担しています。

また、D&O保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

⑤ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集や、執行部門の重要な社内会議における情報収集及び報告の受領等を日常的に行い、並行して、内部監査部門を窓口とした管理部門との連携を図ることにより、監査等委員会の活動の実効性を確保するために常勤の監査等委員を選定する旨を定款に定めており、笹尾泰夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。

⑥　当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

イ．取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	277 (36)	204 (36)	21 (－)	51 (－)	9 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	68 (41)	68 (41)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	345 (77)	272 (77)	21 (－)	51 (－)	14 (6)

(注) 1．取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2．当事業年度末日における取締役（監査等委員である取締役を除く）は７名（うち社外取締役３名）、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）です。
3．業績連動報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
4．非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
5．上記のほか、当社は2014年６月20日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役（社外取締役を除く）に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し32百万円の退職慰労金を支給しています。

ロ．業績連動報酬等に関する事項

賞与に係る指標は、単年度の業績向上に向けた動機付けを図る観点から、報告セグメント（コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業及びモジュール・システム事業）の営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標としています。また、資本効率視点も踏まえた経営を推進するため、評価指標として自己資本利益率を追加しました。この指標に基づき賞与の支給率を決定し、これをもとに算定した賞与額を支給しています。

2023年度の報告セグメントの営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益は、期初業績予想、営業利益率3.4％、親会社株主に帰属する当期純利益192億円に対して、実績は、営業利益率は1.9％、親会社株主に帰属する当期純損失は309億円となっています。また、自己資本利益率の実績は△7.6％となっています。

ハ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年６月23日開催の定時株主総会にて、年額７億円以内（うち社外取締役年額１名当たり10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨、決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は12名です。

また、2019年６月21日開催の定時株主総会にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、本譲渡制限付株式報酬の上限株式数を年200,000株とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は５名です。

2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、社外取締役の報酬等の額は、2020年６月24日開催の定時株主総会にて、年額50百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は８名（うち社外取締役２名）です。

3) 監査等委員である取締役の報酬額は、2019年６月21日開催の定時株主総会にて、年額120百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は６名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等に関する方針は、「短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図る」として取締役会にて定めています。

1）報酬の種類と割合

業務執行取締役の報酬は基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬としています。また、非業務執行取締役については、基本報酬のみとしています。

報酬水準及び報酬構成の割合（基本報酬、賞与及び株式報酬の割合）は、外部専門機関の調査データなどを参考に設定しています。

なお、2023年度に外部専門機関の調査データなどを参考に報酬構成の割合を検討した結果、2024年７月以降の報酬については、2023年度と同様の割合としています。原則として上位役位ほど、変動報酬の割合が高くなる様に設定しています。

区分	基本報酬	賞与	株式報酬
2024年度	50~60%	25~32%	15~20%

※標準評価の場合の構成比率。

2）基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定的報酬として月額にて支給しています。

3）業績連動報酬等に関する方針

①賞与は、単年度の業績（報告セグメントの営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益、自己資本利益率）に応じて、役位別に定めた標準支給額に対して、0～200%の範囲で変動する仕組みとする事で、全社業績を反映しています。

②また、報酬諮問委員会にて個人別の評価を行い、上記①で算出された役位別支給額に対して加減算を行う事で、個人別の成果・業績を賞与に反映しています。

4）非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、役位別に定める譲渡制限付株式報酬額に応じて、譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、1円未満の端数は切り上げる）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会が決定した額から算出した数の譲渡制限付株式を割当てるものです。これは、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

また、役員によるサステナビリティー課題への取り組みを促進するため、2024年から譲渡制限付株式報酬の一部へESG評価指標を組み入れることとしました。ESG評価指標は複数の第三者機関による評価を総合し、標準報酬額に対して80～120%の範囲で変動する仕組みとしております。

なお、譲渡制限の概要は次のとおりです。

①譲渡制限期間　割当契約により割当を受けた日より40年間

②譲渡制限の解除条件

株式報酬の対象となる取締役又は執行役員（以下「対象取締役等」という。）が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位をも任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整す

るものとする。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点又は割当契約に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、対象取締役等が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5）報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与時期や条件は、次のとおりです。

・基本報酬は、毎月支給する。
・賞与は、毎年６月に支給する。
・譲渡制限付株式の払込みのための報酬は、譲渡制限付株式の割当て日に支給する。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会及び監査等委員会であり、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役会で報酬額を決定し、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で報酬額を決定する事としています。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定については、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって報酬諮問委員会にその決定を委ねることができる事としており、これに基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬配分の具体的金額等の決定を報酬諮問委員会に委ねています。報酬諮問委員会では、業務執行取締役の賞与に対する全社業績の反映及び個人別の評価、また、譲渡制限付株式報酬へのESG評価指標の結果の評価を毎期行うこととしております。

委任した理由は、報酬の客観性、透明性を高めるとともに、コーポレートガバナンスを向上させるには、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で決定する事が望ましいと判断したためです。

なお、報酬諮問委員会の委員は、次のとおりです。

（2024年３月31日現在）

地位及び担当	氏名
監査等委員である取締役（社外取締役）	中矢 一也、東葭 葉子、五味 祐子
代表取締役 社長 CEO 兼 技術担当	泉 英男
取締役専務執行役員 管理担当 CFO 兼 経営企画担当	小平 哲

取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や、決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

⑦　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職状況　　(2024年３月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役	隠樹 紀子	株式会社ディスコ	社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	伊達 英文	三井住友信託銀行株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	コクヨ株式会社 マブチモーター株式会社	社外取締役 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	株式会社ローソン	社外監査役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役 藤江直文氏は、これまでの車載事業における研究開発等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から車載事業の戦略等について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、指名諮問委員会委員長として客観的、独立的な立場から同会議を主導しています。

・取締役 隠樹紀子氏は、長年にわたる証券アナリストとしての専門的見地から、当社の外部開示の在り方や開示資料に織り込むべき論点の整理、新たな視点の提供などについて主導的な役割を果たすなど、適切な経営監督を行っています。

・取締役 伊達英文氏は、これまでの経営企画、経理、財務、税務等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から当社の財務戦略や外部開示への対応方法について積極的に意見具申するなど、適切な経営監督を行っています。

・取締役（監査等委員）中矢一也氏は、これまでの民生品事業における事業開発・製品開発等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から事業の妥当性や考慮すべき視点の反映について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、監査等委員会委員長の任を担い、事業執行から独立した立場から監督機能を果たすべく、同会議を主導しています。更に、報酬諮問委員会委員長として、客観的、独立的な立場から役員報酬制度設計の検討、個別役員報酬の決定等の審議において主導的な役割を果たしています。

・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、長年の公認会計士としての経験に基づいた専門的見地から、事業計画の妥当性、財務・税務計画の在り方、潜在的な会計上のリスク、意思決定の妥当性・適法性の

確保等の観点から積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。
・取締役（監査等委員）五味祐子氏は、長年の弁護士の経験に基づいた専門的見地から法的妥当性の確認や内部統制/コンプライアンス視点での注意喚起、再発防止に向けた取り組み内容の精査などについて積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。

なお、各会議の出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	指名諮問委員会 出席状況	報酬諮問委員会 出席状況
取締役	藤江 直文	全15回中15回	－	全５回中４回	－
取締役	隠樹 紀子	全15回中15回	－	全５回中５回	－
取締役	伊達 英文	全10回中10回	－	－	－
取締役 (監査等委員)	中矢 一也	全15回中15回	全13回中13回	全５回中５回	全２回中２回
取締役 (監査等委員)	東館 葉子	全15回中15回	全13回中13回	－	全２回中２回
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	全15回中15回	全13回中13回	－	全２回中２回

※伊達英文氏の出席状況について、2023年６月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

（４）会計監査人に関する事項

①　会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

②　会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
当社	149	－
連結子会社	13	－
計	163	－

（注）１．監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っています。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④　当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する７社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ALPINE EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.　※
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
7. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

※ALPS (CHINA) CO., LTD.は、2023年9月1日付で、ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.に社名変更しています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら３つのバランスを考慮して決定することに加え、余剰資本や財務余力に応じて自己株式取得等の株主還元施策を採用することを基本方針としています。

そのうえで、2022年度から2024年度までの第２次中期経営計画期間においては、「安定配当＋業績連動」を重視、単年度25%若しくは20円の大きい基準で安定配当、３年累計（平均）35%の総還元性向を目標としています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第２四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年２回とし、その決定は、取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記方針のもと、業績の状況、経営環境等を勘案し、中間配当として１株当たり20円を実施、期末配当については、車載市場向け製品に係る事業用固定資産の減損損失の計上等による親会社株主に帰属する当期純利益の悪化に伴い１株当たり10円とし、年間配当30円（前期に比べ10円減配）を予定しています。なお、今後の配当方針につきましては、７頁「当社の株主還元の基本方針について」をご参照ください。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
2023年10月30日 取締役会決議	4,111	20.00
2024年６月26日 定時株主総会決議（予定）	2,055	10.00

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２４日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２４日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の２０２３年4月1日から２０２４年3月３１日までの第９１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について子会社を含む取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及びEY新日本有限責任監査法人等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式含む）、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（オンライン形式含む）、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役、執行役員の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月24日

アルプスアルパイン株式会社　監査等委員会

監査等委員　中矢　一也　㊞

常勤監査等委員　笹尾　泰夫　㊞

監査等委員　東葭　葉子　㊞

監査等委員　五味　祐子　㊞

（注）監査等委員 中矢　一也、東葭　葉子及び五味　祐子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

別紙 3

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

（次頁以降に添付）

貸　借　対　照　表

2024年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	14,670	流動負債	10,848
現金及び預金	295	未払金	10,720
売掛金	537	未払法人税等	128
前払費用	4		
関係会社短期貸付金	6,700		
未収入金	7,106	固定負債	6,771
その他	26	繰延税金負債	6,771
		負債合計	17,620
		（純資産の部）	
固定資産	48,469	株主資本	29,701
投資その他の資産	48,469	資本金	101
投資有価証券	26,786	資本剰余金	24,905
関係会社株式	8,447	資本準備金	24,905
その他の関係会社有価証券	72	利益剰余金	4,694
出資金	181	利益準備金	883
関係会社出資金	12,980	その他利益剰余金	3,811
		配当平均積立金	1,750
		別途積立金	31,452
		繰越利益剰余金	△ 29,391
		評価・換算差額等	15,818
		その他有価証券評価差額金	15,818
		純資産合計	45,519
資産合計	63,139	負債・純資産合計	63,139

損　益　計　算　書

自　2023年４月１日
至　2024年３月31日

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		3,358
売上総利益		3,358
販売費及び一般管理費		231
営業利益		3,127
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	13,054	
為替差益	457	
その他	2	13,569
営業外費用		
海外源泉税	445	
有価証券評価損	349	
支払手数料	0	794
経常利益		15,901
特別利益		
投資有価証券売却益	698	698
特別損失		
投資有価証券評価損	80	80
税引前当期純利益		16,520
法人税、住民税及び事業税	1,815	
法人税等調整額	125	1,940
当期純利益		14,579

株主資本等変動計算書

自　2023年4月 1日
至　2024年3月31日

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2023年3月31日残高	101	24,905	47	24,953	883	1,750	31,452	△ 17,278	16,808
事業年度中の変動額									
剰余金の配当			△ 47	△ 47				△ 26,693	△ 26,693
当期純利益								14,579	14,579
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 47	△ 47	－	－	－	△ 12,113	△ 12,113
2024年3月31日残高	101	24,905	－	24,905	883	1,750	31,452	△ 29,391	4,694

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年3月31日残高	41,862	10,806	10,806	52,669
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△ 26,740			△ 26,740
当期純利益	14,579			14,579
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	5,011	5,011	5,011
事業年度中の変動額合計	△ 12,160	5,011	5,011	△ 7,149
2024年3月31日残高	29,701	15,818	15,818	45,519

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しています。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しています。

2．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	61,999千株	－千株	－千株	61,999千株
合計	61,999千株	－千株	－千株	61,999千株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2023年６月22日開催の第57回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額　7,000百万円
・１株当たり配当額　112.90円
・基準日　2023年３月31日
・効力発生日　2023年６月23日

2024年１月22日開催の臨時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額　10,136百万円
・１株当たり配当額　163.50円
・基準日　2023年12月31日
・効力発生日　2024年１月23日

2024年３月18日開催の臨時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額　9,603百万円
・１株当たり配当額　154.90円
・基準日　2024年２月29日
・効力発生日　2024年３月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

事　業　報　告

（自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月 31日）

1．株式会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、北米では良好な雇用情勢や実質賃金の増加を背景に個人消費が比較的堅調に推移しました。欧州ではインフレがピークから低下しているものの、金融引き締めの継続により景気は足踏み状態が続いています。中国では多くの景気刺激策が打ち出されているものの、不動産市場の低迷などを背景に個人消費も低調で景気減速が続いています。日本では物価上昇が続き個人消費は停滞しているものの、インバウンド需要の回復が牽引し景気は緩やかな回復基調にあります。

当社を取り巻く事業環境は、円安による売上高及び各種の利益への押し上げ効果に加え、グローバル自動車生産は回復基調にあり、自動車OEMメーカーのシェア変化に対するビジネスチャンスもある一方で、賃金の上昇、部材やエネルギー価格の高止まりもあり、従来の価格適正化やコスト抑制等に留まらず、変化への柔軟な対応が求められる状況が続いています。

こうした事業環境の中、当社においては、グローバル自動車生産の回復に伴う需要増加等があったものの、中国における外資ブランドの低迷による影響により、当事業年度の売上高は33億円（前期比11.0%減）、営業利益は31億円（前期比11.1%減）となりました。

(2) 資金調達等の状況

①資金調達の状況

資金調達については、当事業年度の所要資金を自己資金により賄いました。

②設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分		第55期 (2020年度)	第56期 (2021年度)	第57期 (2022年度)	第58期 (当事業年度) (2023年度)
売上高	(百万円)	2,942	3,256	3,775	3,358
営業利益	(百万円)	2,613	2,975	3,516	3,127
経常利益	(百万円)	8,771	9,986	7,977	15,901
当期純利益	(百万円)	7,636	8,854	7,197	14,579
1株当たり当期純利益	(円)	123.17	142.81	116.08	235.16
総資産	(百万円)	50,648	55,496	58,593	63,139
純資産	(百万円)	45,922	49,977	52,669	45,519
1株当たり純資産	(円)	740.70	806.08	849.51	734.19

（注）1．1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数を用いて算出しています。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

(4) 対処すべき課題

サステナビリティーを重要な経営課題と捉え、脱炭素社会・循環型社会の実現、人権の尊重、ダイバーシティー&インクルージョン、持続可能なサプライチェーンマネジメントをサステナビリティー重要課題に設定しています。これらをはじめとする様々な課題に対し具体的な目標を設定し、四半期ごとに進捗状況を取締役会に報告しています。加えて、経営判断が必要な課題については随時経営会議で議論をしています。

このような事業環境の中、当社は"アルパイン"ブランドの市販ビジネスに関する商標権及び子会社株式等の保有・管理事業を推進しブランド力を高めていくことが課題となります。親会社と一体となってこれらの課題に速やかに対処していきます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、"アルパイン"ブランドの市販ビジネスに関する商標権及び子会社株式等の保有・管理を主要な事業とし、かつ、これに附帯する事業を営んでいます。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

①当社

本社	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
事業所	いわき事業所（福島県いわき市）

②子会社

海外	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ市
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市
	TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市
国内	アルパインマーケティング(株)	東京都 大田区
	アルパインマニュファクチャリング(株)	福島県 いわき市

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

①親会社の状況

当社の親会社はアルプスアルパイン株式会社で、同社は当社の株式61,999千株（議決権比率100.00%）を保有しています。

当社は親会社に業務を委託しています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。当社取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しています。

②重要な子会社の状況

名　称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の保有割合	関係内容
				%	
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ市	千EUR 33,500	製品の製造及び販売	100.00	配当金の受取
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	製品の販売、開発及び設計	100.00	ブランドロイヤリティの受取 配当金の受取 役員の兼任あり
TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市	千CNY 206,593	製品の製造及び販売	※100.00	配当金の受取
アルパインマーケティング(株)	東京都 大田区	百万円 310	製品の販売	100.00	ブランドロイヤリティの受取 配当金の受取
アルパインマニュファクチャリング(株)	福島県 いわき市	百万円 275	製品の製造及び販売	100.00	配当金の受取

(注) ※印は、子会社保有の議決権を含んでいます。

2．会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

①発行可能株式総数　100,000,000株
②発行済株式の総数　61,999,777株
③株主数　1名
④大株主　アルプスアルパイン株式会社

(2) 大株主の状況（2024年3月31日現在）

株　主　名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
アルプスアルパイン株式会社	61,999,777 株	100.00%

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2024年3月31日現在）

氏　名	会社における地位及び担当または主な職業	重要な兼職の状況
遠藤浩一（えんどうこういち）	代表取締役　社長	
元川康司（もとかわやすし）	取　締　役	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD. 董事長
渡辺好勝（わたなべよしかつ）	取　締　役	ALPINE ELECTRONICS OF AUSTRALIA PTY., LTD. 社長
下妻達郎（しもつまたつろう）	監　査　役	

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役各氏との間において、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況
当社は、アルプスアルパイン株式会社を中心とするアルプスアルパイングループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置付け、アルプスアルパイングループ経営規範（企業理念、経営姿勢、グループ行動規範）のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

イ．当社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制
（Ⅰ）当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
（Ⅱ）当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
（Ⅲ）当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

【運用状況の概要】
・当社は、グループ行動規範を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定めています。
・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
・当事業年度は取締役会を７回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当取締役及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。
・コンプライアンス教育については、役員に対しては就任時に、従業員に対しては入社時及び定期的に実施しています。

ロ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。

【運用状況の概要】
・当社は、取締役会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会の運営等に係るルールを明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等を制定し、それらに基づいた情報の管理を行っています。

ハ．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、リスク管理の基本方針の下、リスク管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。

ニ．当社における業務の適正を確保するためのその他の体制
（Ⅰ）当社は、コンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて展開し、当社における共通の価値観としてこれを共有します。

（Ⅱ）当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、内部通報制度（倫理ホットライン）（以下、「倫理ホットライン」という。）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
（Ⅲ）当社の内部監査部門は、当社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況の概要】
・当社は、内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、通報窓口について社内へ周知しています。倫理ホットラインの運用状況については定期的に取締役会に報告しています。
・内部監査部門は当社を対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役と監査役に報告しています。また、アルプスアルパイングループ監査等委員会連絡会などで各社の状況や課題を共有しています。

ホ．監査役の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下、「監査役補助スタッフ」という。）を配置します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査役の職務を補助する部署を設け、相応の知識、能力、職務経験等を有する専任の監査役補助スタッフを配置しています。

ヘ．当社の監査役補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
（Ⅰ）監査役補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査役の指揮命令に従うものとします。
（Ⅱ）当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査役補助スタッフは他の職務を兼任せず監査役の指揮命令下にあり、人事異動・考課は常勤監査役の同意を得て実施しています。

ト．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
（Ⅰ）当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査役へ報告を行います。
（Ⅱ）当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】
・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が監査役に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査役、親会社社外監査等委員、コンプライアンス担当部門長、親会社コンプライアンス・監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

チ．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】
・当社は、倫理ホットライン規定により、当社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
（Ⅰ）監査役は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するほか、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。
（Ⅱ）監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。
（Ⅲ）監査役は、内部監査部門と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

【運用状況の概要】
・監査役は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席するほか、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
・監査役監査基準で外部の専門家を使用できることを明記し、監査役の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査役の請求に基づいて、償還しています。
・監査役は、内部監査部門とグループ監査等委員会連絡会や監査等結果報告会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。

監 査 報 告 書

私は、２０２３年4月１日から２０２４年3月３１日までの第５８期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

２０２４年5月２０日

アルパイン株式会社

監査役　　下妻　達郎　　㊞